

亀岡ゆう・あいサポートシステム登録グループ主催事業～女性のからだを整える～ スローエイジングクラス

と き 4月17日(火)
午後1時～3時

と ころ ガレリアかめおか2階研修室

内 容 横たわってヨガを行ったリツボを刺激したりして、肩凝りや冷え、月経痛、産後の不調、更年期の症状など、女性の心と身体を整えます。

対 象 女性(グループに登録していない人も自由に参加できます)

参加費 1,000円(当日受け付け)

持ち物 ヨガマットまたはバスタオル、お茶

その他 動きやすい服装でお越しください。

問 プラチナ・ママ みやこ 都
TEL090-7767-4016

※託児希望者は直接、ガレリアかめおか託児室 TEL29-2708
(人権啓発課)

亀岡市創業支援助成金制度について

亀岡市民の創業支援施策として、創業によって雇用の創出および地域経済活力の向上を図ることを目的に、亀岡市内で新たに創業した人に対し、亀岡市創業支援助成金を交付します。

創業とは
「創業」とは、次の(1)～(2)のいずれかに該当することをいいます。
(1) 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること
(2) 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該法人が事業を開始すること

助成金交付対象者
亀岡市創業支援助成金(以下、「助成金」)は、次の(1)～(4)のいずれにも該当する事業者が対象となります。
(1) 亀岡市内に住所を有する人で、市内において創業し、かつ、当該創業に係る事業が継続されていること
(2) 京都府中小企業融資制度または日本政策金融公庫が取り扱う創業支援融資制度(以下、「融資制度」)を利用された人
(3) 過去に助成金の交付を受けていない人 (4) 現に市税を滞納していない人

助成額
助成金は、次に掲げる額を合算した額を助成します。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を交付します。
限度額は、**30万円**です。ただし、**亀岡商工会議所に加入している場合は、50万円**です。
(1) 融資制度の利用に係る**融資額に100分の3を乗じた額**
(2) 創業時における**広告宣伝などに要した経費(※)に2分の1を乗じた額**
※不特定多数の人に対する宣伝的効果を意図した費用で、テレビ・新聞などの広告費用、チラシ・ポスター・看板などの作成費用のことをいいます。

申請期日
創業した日から起算して3カ月を経過した日から6カ月以内に申請してください。

申請に必要な書類
所定の申請書、融資制度利用を証明できる書類、税務署受付印のある個人事業の開業届出書控えまたは法人設立届出書控えの写し、官公署発行の許可証・認可証・登録証などの写し、住民票、市税完納証明書、創業時における広告宣伝などに要した経費が証明できる書類、亀岡商工会議所が発行する会員証明書(申請者が亀岡商工会議所に加入している場合に限る)など

申請先 **問** 市役所3階商工観光課 TEL25-5033
(商工観光課)

募集

「第38回京都府女性の船」参加者募集について

と き 9月7日(金)～10日(月)
＜3泊4日＞
※8月25日(土)に事前研修、9月29日(土)に事後研修があります。

訪問地 北海道

応募資格 京都府内に居住または勤務する概ね20歳以上の女性

内 容 地域や職場で活躍できる女性リーダーの育成を目的に、講義やグループ学習、訪問地で活躍する女性団体との交流などを行います。

募集人数 100人(府内全域)

参加費 35,000円

申し込み **問** 5月29日(火)＜必着＞までに所定の応募用紙に必要事項を記入の上、郵送または持参で次へ

〒621-8501(住所不要)亀岡市
人権啓発課
TEL25-5075、FAX22-6372

※応募用紙は市役所5階人権啓発課、1階男女共同参画情報コーナー、京都府南丹広域振興局にあります。また、京都府男女共同参画課ホームページからもダウンロードできます。
ホームページ
<http://www.pref.kyoto.jp/josei/index.html>
(人権啓発課)

男女共同参画情報紙「ゆう・あいネット」編集スタッフ募集

男女共同参画に関心のある人、情報紙づくりに興味のある人、文章を書くことが好きな人など、あなたが今気になっていることや、伝えたいことを記事にしてみませんか。

対 象 市内在住・在勤・在学の**業務内容** 男女共同参画情報紙の

紙面作成(情報収集、企画、取材、編集会議への出席など)
※謝礼あり

募集人数 4人程度

任 期 決定した日～平成31年3月29日(金)

その他 応募用紙は市役所5階人権啓発課、1階男女共同参画情報コーナーにあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

申し込み **問** 4月25日(水)＜必着＞までに所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、FAX、電子メールまたは持参で次へ
〒621-8501(住所不要)亀岡市
人権啓発課
TEL25-5075、FAX22-6372
電子メール
jinken-keihatsu@city.kameoka.lg.jp
(人権啓発課)